

1. 目次

【1】申請手続デジタル化の詳細について ～令和6年1月1日サービス開始
予定！～（特許庁）

【2】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）

【3】【IP ePlat】新規コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

イベント情報

【4】【知的財産ミニ勉強会（ハイブリッド）】意匠活用のポイント（広島県
発明協会）

【5】【知財コラム】 パテントGO！

「相手の立場に立って」

日本弁理士会中国会 弁理士 中務 茂樹

2. 内容

【1】申請手続デジタル化の詳細について ～令和6年1月1日サービス開始
予定！～（特許庁）

特許庁では、新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行、今後急速に発展するデジタル社会への対応、行政手続の更なる利便性向上を目的とし、政府全体で進められているデジタル・ガバメント推進の取組として、令和3年3月31日に「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を公表しました。

これを踏まえ、令和5年6月14日に特許庁関連の手続を規定する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下、「特例法」といいます）を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布され、公布から9か月以内に施行が予定されています。施行後は、特許庁に提出する申請書類のうち、現在電子申請ができない全ての申請書類について、原則として電子申請が可能となりますのでお知らせします。

なお、本記事掲載事項は省令改正等未確定情報を含むため、今後変更する可能性がありますのでご注意ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html

【2】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）

2024年1月1日より、国際出願関係手数料が改定されます。

2024年1月以降に本手数料の納付をする場合は、手数料の額及び適用関係に御注意をお願いいたします。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_tesuukaitei.html

【3】【IP ePlat】新規コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）より、e-ラーニングサイト「IP ePlat」の新規コンテンツリリースのお知らせです。

今月はシリーズ動画として、J-PlatPat と Excel のみを活用した特許情報分析、パテントマップ作成に関する解説動画「J-PlatPat とエクセルだけでできる！ 初めての特許情報分析」（10月18日より毎週水曜公開。全4回）の最新回をリリースしております。この他9月には、5月よりシリーズ動画としてリリースをしておりました「ディープテック系スタートアップの成長と知財・法務」動画、最新の特許出願手続の流れ等を解説した「特許出願の手続き 2023」、INPIT が発行している地域団体商標カードについて解説した「地域団体商標カードの作り方」、10月には、IP ランドスケープの活用、支援事業に関するオンラインセミナーの講義内容を抜粋した「IP ランドスケープの活用と支援事業のご紹介」、高校生ビジネスプラン・グランプリ参加予定者向けに開催した知財オンラインセミナー講義の内容をより一般公開向けのものとして編集した「ビジネスプランを磨き上げるための知的財産の基礎知識」をリリースしております。

知財への理解がさらに深まる動画になっておりますので、ぜひご視聴ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20231101.html

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【4】【知的財産ミニ勉強会（ハイブリッド）】意匠活用のポイント（広島県発明協会）

「意匠権」ときくと、すごく凝ったデザインのものを守るものと思いませんか？デザイナーにお願いしたわけではないから関係ない、わが社はサービス業だから対象外。そんなことはありません。Web サービスやアプリ画面に表示される特徴的な画面も意匠権として保護できます。

その他にも、文房具、お菓子の形、ペットボトルなど、私たちの身の回りには『モノ』の数だけ、沢山の意匠があふれています。この勉強会では、これから意匠権について学びたい方に向け、意匠を活用する際のポイントを分かりやすく解説いたします。

【日 時】 2024/1/26(金) 14:00~15:30【申込締切】 2024/1/24(水)

【開催方法】 会場：広島発明会館 4階 研修室

Web:Zoom ウェビナーによるライブ配信

※「会場」または「Web」よりお選びください。

【定 員】 30名

【受講料】 無料

【対 象】 初めて意匠にふれる方 これから意匠出願をしたい方

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.hiroshima-](https://www.hiroshima-hatsumei.jp/seminar/inpit%ef%bc%88%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%94%e3%83%83%e3%83%88%ef%bc%89%e5%ba%83%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e7%b7%8f%e5%90%88%e6%94%af%e6%8f%b4%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%80%e7%9f%a5%e7%9a%84-4/)

[hatsumei.jp/seminar/inpit%ef%bc%88%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%94%e3%83%83%e3%83%88%ef%bc%89%e5%ba%83%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e7%b7%8f%e5%90%88%e6%94%af%e6%8f%b4%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%80%e7%9f%a5%e7%9a%84-4/](https://www.hiroshima-hatsumei.jp/seminar/inpit%ef%bc%88%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%94%e3%83%83%e3%83%88%ef%bc%89%e5%ba%83%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e7%b7%8f%e5%90%88%e6%94%af%e6%8f%b4%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%80%e7%9f%a5%e7%9a%84-4/)

■ ■

【5】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。)

■ □ ■ □
□ ■ □ 「相手の立場に立って」
■ □
日本弁理士会中国会 弁理士 中務 茂樹

ウクライナ紛争の出口も見えないというのに、最近ではガザ地区での悲惨な状況が連日報道されています。急襲されたイスラエル市民も、爆撃を受けたパレスチナ市民も、いずれも気の毒としか言いようがないのですが、やられたらやり返す「倍返し」を繰り返していたのでは事態はエスカレートするばかりです。

さて、特許権は独占排他権ですから、特許権者は特許された発明を独占排他的に実施できます。けれども他人の特許があって、発明品が自分の特許と他人の特許の両方の権利範囲に含まれる場合には、両者ともに勝手に実施することはできません。このように、特許権を持っていても発明を実施できる権利が保障されているわけではないので、特許権の本質は「独占実施権」というよりは「排他権」

